

春日部市立中学校等における 学校部活動のあり方に関する方針

令和7年5月

春日部市教育委員会

1 市方針策定の趣旨等

部活動は、生涯にわたってスポーツや文化及び科学等に親しむ能力や態度を育てるとともに、健康で豊かで充実したものにし、学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な体験ができる場であるが、学校を取り巻く環境や社会が大きく変化している中、中学校における部活動についても、その「在り方」が変化してきている。

適正・適切な休養を伴わない「行き過ぎた活動」は、教員、生徒ともに、様々な無理や弊害を生むこと、教員の勤務負担の軽減のみならず、生徒の多様な体験を充実させ、健全な成長を促す観点からも、休養日の設定の徹底をはじめ、部活動の大胆な見直しを行い、適正化を推進することが文部科学省（国）からも通知があった。

今回の改定は、平成30年7月の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」が令和6年3月に「埼玉県の学校部活動の在り方に関する方針」（以下「県方針」）に改定されたことを受けて、「春日部市立中学校等 部活動のあり方に関する方針」を「春日部市立中学校等における学校部活動のあり方に関する方針」（以下「市方針」という）に改定した。

今後は、地域・関係団体及び関係各所等との連携を図りながら、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関して検討を進め、地域に根ざし、地域に支えられ、地域から誇りにされる活動の実現を目指していく。

なお、「市方針」では運動部に加え、文化部も対象とした部活動全体の方針としている。

2 部活動の意義

【運動部活動の運営等に係る指導の手引き（平成30年7月）】

部活動は、学校において計画する教育活動で、顧問教師の指導の下、スポーツや文化及び科学等に興味と関心を持つ同好の生徒で組織し、部員同士の切磋琢磨や自己の能力に応じてより高い水準の技能や記録に挑戦したり、スポーツや文化及び科学等本来の楽しさや喜びを味わったりする自主的・自発的な活動であり、生徒の心身の健全な育成と豊かな人間形成を図る上で、極めて大きな意義を持つ教育活動である。

3 部活動の位置づけ

【中学校学習指導要領 総則 第1章 第5節－1】（平成29年3月告示）

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

【中学校学習指導要領 総則 第3章 第5節－1】（平成29年3月告示）

（令和6年12月25日付け部活動改革に伴う学習指導要領解説の一部改訂について（通知））

イ 学校と地域クラブとの連携等

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、地域の実情に応じ、各地域において休日を中心に、部活動の地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「地域クラブ活動」という。）への移行等が進められており、今後も更に移行等が進んでいくことが見込まれる。地域クラブ活動は、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであり、その実施に当たっては、部活動の教育的意義を継承・発展させつつ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが重要である。

このため、当該学校の生徒が、地域クラブ活動に参加している場合には、学校と地域クラブ活動の運営団体・実施主体との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図り、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障することが必要である。特に、生徒が平日に部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合など、異なる者が生徒の指導に当たる場合には、指導の一貫性を確保する観点から、生徒の活動状況に関する情報共有等を行い、緊密な連携を図ることが必要である。

また、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにするため、学校において設置者等と連携しながら、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒や保護者に周知することなども求められる。

4 適切な運営のための体制整備

（１）部活動の方針の策定と公表

- ① 校長は、市方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」（以下、「学校方針」という）を策定する。
- ② 校長は、学校方針等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ③ 校長は、活動日及び休養日並びに活動時間等が適切に設定されているか、活動計画及び活動実績を確認し、必要な措置を講ずる。
- ④ 部顧問は、学校方針に則り、年間活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ⑤ 部顧問は、年間活動計画並びに毎月の活動計画を生徒及び保護者に公表する。
- ⑥ 教育委員会は、上記①、③に関して、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。

（２）指導・運営に係る体制の構築

- ① 校長は、生徒や教員の数、学校教育法施行規則に規定される部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の運動部・文化部を設置する。

- ② 校長は、部活動の新設、統合、休止、廃止等については、生徒及び保護者の意向についても配慮するよう努める。
- ③ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。
- ④ 校長は、部活動の顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- ⑤ 教育委員会及び校長は、教員の部活動への関与について「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成２９年１２月２６日文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成３０年度２月９日付け２９文科初第１４３７号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。
- ⑥ 教育委員会は各学校の生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員等を積極的に活用する。
- ⑦ 教育委員会は、部顧問、部活動指導員等を対象とする指導に係る知識、実技及び技術の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。
- ⑧ 教育委員会は、部活動指導員等の活用に当たっては研修を行う。

５ 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

- ① 校長及び部顧問、部活動指導員等は、部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成２５年５月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む。）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ② 教育委員会は、学校における上記①の取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。
- ③ 部顧問は生徒の調和のとれた発達に資するよう、活動時間や休養日について配慮する。
- ④ 運動部顧問は、生徒の発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- ⑤ 文化部顧問は、それぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

（２）部活動用指導手引等の活用

部顧問、部活動指導員等は県教育委員会が作成する指導手引きや各スポーツ競技団体等が作成する指導手引等を利用して指導を行う。

6 適切な休養日の設定

学校部活動における休養日及び活動時間については、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

（１）休養日及び活動時間

- ① 平日（課業日）について
 - ア 休養日を１日以上設ける。
 - イ １日の活動時間は２時間程度とする。
 - ウ 朝練習及び活動計画以外の練習等を行わない。
- ② 週休日（土・日）について
 - ア 休養日を１日以上設ける。
 - イ 活動時間を３時間程度とする。
 - ウ 大会、コンクール等への参加等でやむを得ず週末を両日活動した場合は、休養日を振り替える。
- ③ 祝日について
 - 6（１）②イに準ずる。
- ④ 長期休業中
 - ア 6（１）①、②、③の規定に準ずる。
 - イ 長期の休養期間（オフシーズン）を１週間程度設ける。
- ⑤ 活動時間等の範囲

練習試合や合奏など、通常とは異なる活動を行う場合や、大会・コンクール等の前は、6（１）①、②、③、④に規定する活動時間等の限りではない。ただし、生徒・保護者への周知理解を図るとともに、生徒の健康に十分配慮し、計画的に実施するものとする。

（２）春日部市共通休養日

- ① ８月１１日～１６日、

※ 全国大会等、校長が認める場合は、活動を許可する。
- ② １１月１４日
- ③ １２月２９日～１月３日

7 生徒の実態を踏まえた環境の整備

(1) 生徒の実態を踏まえた部の設置

- ① 校長は、学校の実態に応じて、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置する。
- ② 教育委員会及び校長は、単一の学校では特定の部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、拠点校部活動及び合同部活動の取組を推進する。
- ③ 校長は、学校の実態に応じて、柔軟に入部・退部・転部・兼部を行えるように配慮する。

(2) 地域との連携等

- ① 教育委員会及び校長は、生徒のスポーツ、文化及び科学等の活動の環境を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体、文化団体等との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における環境整備を進める。
- ② 教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置づけられる活動については、学校の施設開放事業や社会教育施設等との連携を推進する。
- ③ 教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育やスポーツ、文化及び科学等の活動環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、上記①、②の取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

8 大会・コンクール等への対応

- (1) 教育委員会は、学校の運動部や文化部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、週末等が開催される様々な大会・コンクール等に参加することが、生徒や部顧問の過度の負担とならないよう、大会・コンクール等の統廃合等を主催者に要請する。
- (2) 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会・コンクール等を精査する。